

議案第 59 号

八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市市税条例の一部を改正する条例

**第 1 条** 八幡浜市市税条例（平成 17 年条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（読替規定）</p> <p>第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<b>第 6 1 条又は第 6 2 条</b>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 6 1 条第 8 項中「又は第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<b>第 6 1 条若しくは第 6 2 条</b>」とする。</p> <p>（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p> <p>第 10 条の 2 （略）</p> <p>2～26 （略）</p> <p><b><u>27 法附則第 6 2 条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</u></b></p> <p style="text-align: center;">（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第 15 条の 2 法第 4 5 1 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<b>令和 3 年 3 月 3 1 日</b>までの間（附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 80 条第 1 項</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（読替規定）</p> <p>第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで _____ の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 6 1 条第 8 項中「又は第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで _____」とする。</p> <p>（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p> <p>第 10 条の 2 （略）</p> <p>2～26 （略）</p> <p style="text-align: center;">（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第 15 条の 2 法第 4 5 1 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<b>令和 2 年 9 月 30 日</b>までの間（附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 80 条第 1 項</p>

<p>の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p><u>第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>	<p>の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第22条 (略)</p>
--	---

**第2条** 八幡浜市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～26 (略)</p> <p>27 法<u>附則第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p><u>第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの</u></p>	<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～26 (略)</p> <p>27 法<u>附則第62条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第23条 (略)</p>

中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

## 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

